

ま一般財源化するのはいくつか。地方財政にとって生活保護は必要経費だと思われていない。

鈴木：布川先生の基準法については、生活保護扶助基準について新しい方法を考えなければならぬということだが、絶対水準をはめることは数学的に不可能だと思う。道徳的には問題かもしれないが、生活保護の対象者にランダムに基準額を渡し、貯蓄は自由にさせ、翌月は基準額を変えて、その人が絶対的に使う消費を計算することもできるのではないか。擬似的には、控除所得が計算できなくなってしまった人（火山の噴火や震災の被災者）に対しての追跡で、それを計算できないだろうか。

岩田：生活は慣習的で継続的だから、そのときの所得ではなく歴史的な過程で形成される。恒常所得がなくてもあったかのように振舞うしかない。湾曲点はアイデアとしては悪くないが使い次第である。

鈴木：湾曲点にはrobustnessがなく、異常値があるとすぐに点が変わってしまう。

岩田：消費で行うと難しい。通常は所得を使う。

鈴木：フローの所得で生活保護を受ける人には受給権利を与えるが、貯蓄や資産はまず国に没収され、自立したら割り引いて戻ってくる仕組みにしたならモラルハザードは防げるのではないか。自立するインセンティブも働く。

岩田：それについて議論はしたが支持されなかった。

大川：車の所有について議論されたが、地方では車がないと生活できないという問題もあり、この資産については賛否両論があった。資産運用の問題はモラルの問題がどうしても入ってくる。生活保護制度の中に預託という仕組みもある。

岩田：貯蓄については、何ヶ月分ということではなく、額で決めたほうがよいのでは。貧困の線引きがされていないことも問題であろう。

大川：住民から来る質問で最も多いのは「いくらもらえるのか」「私はもらえるのか」というものだ。年齢や家族数でまったく異なるため、母子世帯・単身世帯ごとにモデル化し、それを下回ったら受給するようという仕組みにすれば分かりやすいのでは。申請を制度的に簡単にできないか。加算の在り方全体の論議のなかで考えるべきだ。生活保護基準が複雑化していて分かりにくいのが、それを解決する論議にはならなかった。

サマリー
2005年2月15日

岩田：意識してはいるが、本格的にはできないといったところだろう。

後藤玲子先生（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授）

私の当初の関心は、生活保護が生活保護であるがゆえに受給者が他から排除されてしまうということにあった。つまり、制度それ自身の存在が排除を余儀なくしているかもしれないという点である。しかし議論は、別の関心（ネオリベリズムまたは市場原理、すなわち何の対価もなく給付するだけでは誰も働かなくなり、勤労倫理がなしくずしになる）に置き換えられていった感がある。

報告書では自立支援ということばがかぎとなり、その具体化に関する議論はいまのところはオープンになっているため、そこに一縷の望みをかけている。もともと、生活保護制度の目的として「自立」という言葉が語られる場合と、ネオリベリズム的に使われる場合とではまったく違う意味をもつと感じていた。そうであるにも関わらず、同じ「自立」という言葉をもって議論がスタートし、その言葉をもってまとめられた点に、に危惧を感じていたからだ。

生活保護制度の目的としての「自立」という意味を鮮明にするためには、あらたに付加された「自立支援サービス」とならんで、従来の「所得保障」の部分をいかに残すかが重要だと思う。例えば、次のような図を考えよう。いま、課税前所得をx軸、課税後所得をy軸にとると、現在の生活保護では、課税前所得ゼロ地点から一定所得額まで一律の最低限保障がなされる。これに対しては、例えば所得に応じた控除を行うことで、明確な傾斜をつけないと生活保護受給者の就労インセンティブがそがれてしまうという批判があった。今回、付加された「自立支援サービス」は、この批判の延長で、傾斜をつける1つの方法として解釈することも可能である。すなわち、所得扶助は一定所得額まで一律としたまま、自立・就労量に応じて自立支援サービスを追加することによって傾斜をつけることが考えられる。

確かに、就労に伴う追加的費用に配慮するとき、課税前所得に応じて傾斜をつけるという考えには一定の理がある。ただし、問題は、どのように傾斜をつけるか、特に、①課税前所得ゼロ地点の保証水準をどの位とするか、②非受給・非課税所得地点の水準をどう設定し、課税所得との接続をどう図るか、にある。極端にいえば、②の水準を現在と同一に保ったまま、①の水準を大きく下げれば、傾斜がつくことになるが、そのような方法は、生活保護の目的としての「自立」の理念から大きく乖離することになる。

私がおそれているのは、このような議論の最中に、市場的な所得がゼロ＝働かない人々が高い水準の保証を得るのは、おかしいという、もう一つの「自立」の考え方がすべり込むことだ。米国では所得ゼロの人への無条件保障をなくし、所得扶助の受給に就労努力を条件づけた。今回の報告書が米国の在り方をまねるものとなってしまったら、危険だと思う。

それを防ぐための1つの方法は、自立支援サービスを従来の所得保障に追加すると解釈する

サマリー

2005年2月15日

ことだ。ゼロ切片の水準を保ったまま、自立支援分だけy軸の数字を傾斜的に増やしていけばよいと思う。そうすると、当然ながら、非課税所得地点での水準が現在よりも上がることになる。このことは「低所得者層」にも自立支援サービスを追加的に提供することになるので、非常にリーズナブルだと思うが、実現は難しいだろう。

生活保護の目的としての「自立」には次のような考えがあった。自立を助長するためには、金銭的な援助だけでは足りず、社会的・文化的な活動を促し、社会関係の構築を助長することが重要である、という。このために必要なサービスを金銭換算すれば、y軸の現状の数字を上回ることになるかもしれないが、たとえそうだとした場合、ひとのwell-beingをより広く深く捉えなくてはならないという考え方が、社会保障にかかわる人々にあったのではないか。

給付の単給化、より正確には、目標別の公的給付制度の充実が急務である。現在は、医療費だけが問題になって困窮に陥る人、就職できないために困窮に陥る人など、特定の需要に予め応えれば困窮には至らないですんだはずの人々が、目標別の公的扶助制度が不十分であるために、生活保護制度に入り、境界領域を見えにくくしている側面がある。社会的属性（障害者、高齢者など）別に特定の困難が事前に予想されるなら、この特定の需要に対してピンポイントで対処すれば、公共的理解が進み本人たちも、スティグマを感じることなく、困難に対処することができるのではないか。課税前所得が若干上回ったために生活保護を受けられない人々でも、特定の需要に基づく困難が予め予想されるとしたら、ピンポイント政策の対象とし、早めに所得扶助や自立支援サービスを提供することが重要だ。そうすることにより、本人の個人的能力が完全に使い尽くされることを未然に防ぐことができるだろう。

目標別の公的扶助制度には1つ難点がある。それは、どんなに細分化したカテゴリーをつくっても、どこにも該当しない人が出てくるのではないかという問題だ。その意味で、従来のように、高度に一般的な性格をもつ生活保護制度も残しておく必要があると考える。「余裕のあるときは資源を提供し、現に困窮している場合には資源を受給する」という基本原理を相互的な共通ルールすることが、公的扶助システムの目的である。日本は、そのような基本原理を市場論理とは別のものとして正当化してきた。それこそが憲法で明記されているright to well-being（生存権）に他ならない。

<質疑応答>

岩田：働かないのか働けないのかを区別する場合、たとえば障害者はdeservingとして認識されやすいが、問題は、働けるのに働かないとみなされる人々である。workfareの導入により、働けるのではないかと疑われてくる。日本は働くという価値が高い国であり、一定のステータスによる無条件の保障という概念が入りにくい。

サマリー
2005年2月15日

大川：個別の貧困(ニード)ではなく、貧困者(ニーディー)に対して保護を出すという仕組みになっているため、生活保護を受けられない人がいる。基準額を下回っていても、「保護に値する貧困者(高齢者、障害者、母子世帯などモラルで決定される属性)」とそうでない貧困者が決まってくる。属性に該当しない人に対し給付の仕組みをつくるほうが制度的にはスマートである。

大川：脳性まひの友人は作業所の所長として働いているが生活保護で生活している。彼は働けるのか働けないのか。社会保障制度上は労働能力がないという認定を受けているので、稼働能力の審査をされずに生活保護を受けている。今回、生産や所得に結びつかない就労があるという事実がやっと認められたのではないか。金を得られない仕事をしているため生活保護を受けている人もいるが、現行の生活保護の考えはそのような例を考慮していない。市場原理の中の労働の考え方から変わってきている。市場で働いて賃金を得ることを想定して制度ができていくことが問題である。

菊地：参加所得的な方向にいく可能性は。

大川：そうでないと収拾がつかなくなるのでは。年金の空洞化も続いている。

岩田：社会貢献や家事への評価は、雇用契約や市場の契約にのるかたちでの報酬と同じには見なされない。市場での雇用ではない、自発的な社会貢献活動はあり得ると思うのだが、地方では特にそういうことは暇人のすることだと考えられているという意見もあった。市場経済全体の考えが変わる方向とリンクすれば、自立の概念も変わっていく。自立については私は100%は信じていない。

特定の属性についても、皆が納得する仕切りが出てくるのか、ジェネラルな制度が必要ということになるのか。あるべき自立があるのではなく、試行錯誤する中で皆が了承する自立が出てくるのではないか。

後藤：現在の社会保障改革の流れの中で、再度、社会保険制度の中にすべてを入れ込むのは難しいのではないか。保険は給付と拠出との対応関係が原則であり、社会保険もまた保険だという考えが強まっているので、社会保障の体系としては、市場的な原理を補完する制度として社会保険制度を整理する一方で、市場とは異なる分配原理をもつ所得扶助に関しては、目標別の手当制度、または生活保護の単給式として確立したほうがよいのではないかと思うが。

岩田：日本では救貧をしないため防貧があるという歴史があるが、保険に多額の税金を投入し

サマリー
2005年2月15日

でも、保険は保険、扶助は扶助だという仕切りをしたがる。

後藤：低所得者の母子世帯に対する対策は社会福祉審議会では議論されたか。

岩田：されなかった。母子世帯ではなく、少子化にからみ子供の議論が出てくると思う。

後藤：この研究所で、社会調査の分析は続けて行ってほしい。今回の調査は、はじめから、変局点があるという仮説を持っていて、それを実証するために行ったという経緯があったようだ。だが、大事なことは、むしろ、複数の社会生活指標を集計するまえの様相それ自体の分析にあると思う。例えば、生活保護受給の母子世帯はいわゆる必需と考えられている消費項目（ベーシックニーズ）の達成値は高いが、社会的活動やヒューマン・リレーションシップは低いということが明らかになっている。非受給の母子世帯は、逆に、必需を抑制しながらも、貯蓄や子どもへの教育投資など、従来、選択的といわれてきた消費項目を優先しようとしている。このような点が主要な関心事である。さらなるサンプルが必要なので、引き続き調査・分析を行ってほしい。

菊地：これまで試みがなされてなかったのはどうしてか。

岩田：一般的な消費の一致度を調査しアイテムを決めて調査を行うため、費用が高いという問題があった。生活保護の基準と比較するためには大規模なサンプル数で行えば意義があっただろう。

後藤：さまざまな社会生活の指標を一本にまとめ、それが大幅に下がる場所を、所得との相関で見つけようというプロジェクトには無理がある。

岩田：今回の調査は当初から操作的だと思っていた。

菊地：潜在能力の平等、不平等は測れるのか。

後藤：測れない。現代日本のように、市場の成熟した社会であれば、所得と物価から、あるいは、消費調査から人々の生活実態に関するおおよその推測は可能となるだろう。おそらく、そのような方法でなされた推測の落とし穴を見つけることが、潜在能力理論に期待されると思う。

布川：今の水準均衡方式で7割弱という根拠はどこにあるのか。欧州では5、6割であるが、根拠の論理付けは。

岩田：経験的なものであり、年金水準の議論で基礎年金でも6割を使っている。欧州での論理

サマリー
2005年2月15日

付けはない。

菊地：貧困という概念と不平等の区別がつかなくなってしまう。

岩田：本当に違うのかどうかは分からない。不平等が上を見ているのに対し、貧困は下を見ているだけである。不平等にも傍観できるものとできないものがあり、価値判断の問題である。

後藤：生活扶助相当額の費目を拾っていくと全部6割であるのがおかしいとはどういうことか。

岩田：生活扶助相当額は必需財を選んでいるが、どの所得階層でも必需額が6割ということになる。所得の低い方が必需額の割合は高いはずではないか。

後藤：今まで必需といわれた消費項目と選択といわれたものとの区別は、実のところ非常に困難だという、先に紹介した議論とも関係があるようだ。

西村：自立支援プログラムは信用できない。類似の職業訓練プログラムは時代遅れで実用性がない。何もできないのに財政だけを使い、実行可能性が低く役に立たないものになっていくのではないか。プログラムの標準化には悲観的である。例えば沖縄では世帯で一人働いていれば十分という意識があり、教師も共通の認識を持っているため、効果的に就労を支援するのが困難である。地域によりプログラムを組みにくいところがある。連続性あるプログラムでない限り、自立支援という目的が個別化するプログラムを有機的に動かすのは難しいと思う。

岩田：就労支援はむろんそう簡単ではない。文章化したかたちで利用者が納得できる解決法を期間を決めて実施し、失敗したら別の方法を考えるという取り組みが必要では。

布川：現場では具体化はされているのか。

大川：横浜市では就労専門員を置いている。今回の国の自立支援プログラムは先行的に行った自治体の事例を雛形にしている。これまで生活保護は最低生活保障と自立助長という目的がありながら後者については何もしていなかったが、今回はその中身が出てきた。また、就労・生活向上支援において、より良い生活、自立のためには段階があるということをプログラムの中で示した意義は大きい。

後藤：それを行うためには、ケースワーカーの就労条件の改善や定員の増加が必要になるのでは？。

大川：今回のプログラムは、福祉事務所のケースワーカー自身の自立を支援し、彼らの意識を

サマリー
2005年2月15日

変えるためにも有効であると考えられる。

西村：不安定な職業についての場合、儉約・節約などの生活保護プログラムをコーディネートすることも自立支援に必要なのでは。

大川：生活改善は、「あなたにあった生活改善」ということである。一般的なモデルを、それぞれ違った生活をしている人に押し付けるわけにはいかない。自治体によるプログラムの作成においても、自治体の事情（職安までの距離など）に合わせて調整しなくてはならない。だからこそ今回は、自立支援プログラムにバリエーションを出してきた。これをうまく活用する必要がある。

後藤：医療扶助が6割を占めることに関する意見を教えて欲しい。

大川：国保に入れるしかないだろう。

岩田：介護保険と同様に生活保護から支払ってもよいが、長期入院の解消が最大の問題である。病状が重くならないうちに対処するため、生活保護に入る時期を早めるなどの対策も重要。貧困を放置すると社会に対するコストは高くなる。早期の対応を行えば最終的なコストは安くなるはずである。

大川：別立てで医療費をカバーする仕組みはいくつかある。生活保護に対応するのであれば、福祉的な医療給付制度の整理も必要となる。国保、介護保険、生活保護の単位がばらばらであるため、財政上の調整が難しい。これらを都道府県単位にしてしまうのも一案。

後藤：社会保険の中でも、医療保険は扶助的な色彩が強い。制度を通じて、所得の個人間移転がなされることが、年金よりも容認されている風潮があるように思うが。

岩田：病気だからだろう。医療は年金よりも保険型ではない側面がある。

後藤：米国のMedicaidも扶助である。合意が得られやすいのだろう。

岩田：英国では施設に行く際も住宅扶助を持っていくことができる。日本では、生活保護受給者は介護施設の個室を使用することが禁止されているが、今はどの施設も個室の方向に向かいつつある。介護保険とのギャップが広まってきた。

生活保護制度のありかたに関する専門委員会報告について

日女大 岩田正美

1. なぜ今生活保護か

○ 公式的な見解

- ・ 制度問題点の長期的放置
制度上のほとんどの問題点はすでに指摘されてきたもの
- ・ 年金問題と生保水準
年金空洞化、一本化などの議論のすり替え
- ・ 財政問題
- ・ 社会福祉基礎構造改革の忘れ物
- ・ 貧困・低所得問題の再発見？
費用負担、保険の拡大などによる低所得対策の浮上
ホームレスやニート・フリーターなどの新たな問題
workfare の表層的な取り入れ

○ 別の見方

- ・ 財政問題と加算への注目
財務省のヒヤリング調査、社会援護局における加算への注目
- ・ 制度改革から水準引き下げへの焦点の変化
- ・ 地方と国の不信
地方分権化の自治義務をめぐる不調和
地方の実施体制への国の不信
国の財政支援についての地方の不信
- ・ 放置されていた水準妥当性の検証
年金水準からの批判

2. 委員会設置時の基本視角

- ・ 加算に着目した水準問題検討への着手
とくにねらいは老齢加算 前半戦で決着
- ・ 自立支援プログラムによる実施体制のてこ入れ
実施機関への教育的配慮？地方への国の不満
- ・ 利用しやすい制度への視角は不鮮明なまま開始

3. 水準論議

- ・ 事前調査の位置づけのあいまいさと、湾曲点論の困難
- ・ 統計資料の限界
- ・ 水準均衡方式それ自体の検討の放棄
- ・ 生活扶助基準におけるモデル設定と、モデルから具体世帯への展開の不合理性の発見と若干の是正。

マ・バ方式の残存。

世帯人員・構成による調整研究（等価スケール、消費単位）の欠落

- ・ 老齢加算廃止のインパクトと、年金受給との関連による deserving/undeserving poor の区分の発案

4. 要件

- ・ 「入り口」拡大の必要論と危惧論
- ・ 民法の扶養義務は、実態との乖離から、緩和を合意。ただし親子を未成年の子と親に限定できず。
- ・ 資産保有は現金・貯蓄をめぐって。入り口の現金保有は合意困難
- ・ 労働能力の活用は、自立支援プログラムがあっても、稼働能力者をともし引き受けるという形にはならなかった。自立支援プログラムの効果への疑念？ 労働義務への強い原則＋生活保護法における欠格条項の廃止と要件設定の矛盾？

5. 自立支援プログラム

- ・ 福祉事務所への均一な支援の要請
- ・ 労働自立ないしはその志向への高い評価の確認
- ・ 保護決定・廃止とプログラム実施の関係への疑義
- ・ 実際にどこまで効果を上げられるかについては不安定
- ・ 圧倒的多数の高齢者・傷病者の存在

6. その他

- ・ 保護施設
- ・ 課題 他の扶助の吟味の必要
住宅手当や失業扶助
他の社会保障との関連での生保の補完機能の明確化
医療扶助と国保の整理もふくめて

7. 三位一体改革との関連

- ・ あくまで別の問題として処理
- ・ だが、当初案では、自立支援を地方の業務と位置づけ
- ・ 市長会代表による反論で削除
- ・ 地方自治法改革の時には自治義務の範囲をこのように明確にせず、単に定数を標準数にしたのにたいして、今回負担率の引き下げとともに、自立支援を持ち出したと批判（本審議会・大森委員）
- ・ 国地方の責任分担明確化の要請 または実施機関レベルの拡大？

8. 17年度予算への反映

- ・ 単身モデルなどはお預け

9. 制度あり方委員会はなんだったのか？

- ・ 引き続き社会保障一体改革の一翼としての生保改革への一里塚か
- ・ 当面の財政問題への一時的な解答か
- ・ 生活保護制度の聖域化は崩れるか
- ・ 貧困層支援勢力の脆弱性の問題
- ・ 公的扶助の適正な位置づけの不在と、社会保険、福祉サービスの各論における「低所得対策」の付置傾向の拡大

- ・ 日本型 workfare の一環？ deserving/undeserving の強調の意味

2005. 2. 15

後藤 玲子

1. はじめに

- ・ 今回の改革の位置づけ
- ・ 急務の課題

2. 母子加算 - 平均消費水準 から Well-being の視点へ

(社会生活調査より)

reference point とは 低所得母子世帯の特徴 / basic needs の欠如

受給者母子世帯の特徴 /

(cf. 1p) → art X

social relationship と mobility, cultural activity の欠如 ←

就労母子世帯への支援のあり方

basic needs の補足

受給母子世帯への支援のあり方

自立支援サービスの効果 ?

basic needs の補足

(social relationship) の補足
(cultural activity)

老令加算 についても well-being の分析必要

3. 「自立の助長」(生活保護法、目的) と regulation rule とは 「自立」

自立支援サービスの2つの例題

- ① 境界領域にいる人々への 他制度 への移行促進 (自立を手がかりとして連続性の確保)
- ② general な well-being 保障が必要な人々

他制度

- ・ 市場
 - ・ 特別の需要に起因する困難状況
 - ・ 特別の社会的属性 " "
- 特定のリスクの発生に及ぼす保障

4. 課題

- ・ 他制度の充実
- ・ 自立支援 + basic needs を total で保障する視点

コメントや解説を求められる機会があり、まとめを作ったりしています¹⁾。そんな中で、皆様のご意見をうかがいたくなっている点について、列挙してみます。

1 「利用しやすく自立しやすい制度へ」

- ①評価： 現代日本社会の貧困の深まりを前にすると、「報告書」の提起では不十分なのは確か。ただし、「入り口で徹底的に絞る」という従来の運用と大きく異なるのも確か。
- ②合意の土台：「早めの保護開始は、財政支出を増やしもするが、減らすことにもつながるだろう」という微妙なバランス。
自立支援プログラムを導入したいという厚労省としての意図、思いの強さ？
- ③「利用しやすく自立しやすい」という流れをメインストリームにするためには？
貧困と捕捉率の実態解明。財源と実施体制の保障。要件のわかりやすい見直し。
現代日本において生活保護が果たすべき役割、効果、メリットの積極的なアピール

2 生活扶助基準の在り方について

- ①検証手法： 生活扶助基準額を、低所得世帯の生活扶助相当支出額と比較
- ②結果： とりあえずは妥当としつつも、基調は、生活扶助基準は低所得世帯の消費支出額より高いと、生活扶助の引き下げを示唆している。
- ③経過および検証方法についての疑問
変局点分析、社会生活に関する調査が果たすべき役割？
「被保護勤労3人世帯の消費支出額」の実態？
一般世帯の一人当たり消費支出額の68～69%の消費支出という水準の是非？
- ④今後： 質的な視点も入れた相対的貧困の新たな基準設定方式の創出が必要？

3 稼働能力の活用要件

- ① 問題提起の仕方がよかったのかどうか、反省中。
- ② 就労していない就労可能な人からの保護申請の際の、稼働能力活用要件に関わる「客観的評価指針」： どんな内容になるのか？
- ③ 申請時に何らかの就労をしている人： 稼働能力を活用しているとなるはず。
- ④ 最終盤での字句訂正の評価： 保護開始への道をつなげたと言える。逆に、入り口で「ワークテスト」を課してしまうことになる危険性もある。
- ⑤ 今後： 能力活用要件をわかりやすく、大胆に見直すためには・・・。

¹⁾ 『賃金と社会保障』No.1388(2005年2月下旬号)。

4 自立支援プログラムの導入(報告書では「資産・能力の活用」より先に位置づいている)

①「自立」を社会福祉法にもとづき定義し、「稼働能力自体は可変的」とした。

「障害者自立支援法」が就労支援を掲げて三障害への福祉サービスを一本化しようとしている流れとの対応関係？

②実施体制と財源保障

③被保護者の同意、主体性

援助計画、契約型という議論のメリット、デメリット？

④保護の変更・廃止

現場の対応を変えるには、生活保護法 60 条「生活上の義務」、62 条「指示等に従う義務」及び 27 条「指導及び指示」を見直し、「被保護者の権利及び義務」を現在の福祉の理念にあわせて改善する課題が残っているが、どう議論できるのか？

このままだと、NPOが保護廃止の手続きを肩代わりすることにもなりかねない？

5 その他

①「勤労控除の見直し」は入れてもよかった？

②実施体制にかかわって、アウトソーシングや、経済給付とケースワークの分離という論点が、もっと表に出るかと思っていたが・・・。

貧困、社会的剥奪、社会的排除： 指標作成の試み

『社会生活調査』を用いて

阿部 彩

国立社会保障・人口問題研究所

貧困

- EUにおける「貧困」の定義
「貧困とは、資源(物的、文化的、社会的)が欠乏しており、その国における最低限の許容可能な(acceptable)生活から排除(除外)される状態にある個人、世帯またはグループを指す」(European Commission Council Decision of December 19, 1984, in Middleton, Barnes, Millar 2003, p.5)

さまざまな貧困指標

客観的貧困指標 所得(消費)が貧困線以下

・世帯所得の中央値60%(EU)

・1日1ドル(世銀)

・独自の積み上げ方式による貧困線(米国)

・生活保護基準(日本)など

主観的貧困指標 = Felt Poverty

・ヴァン・プラーグ(1968)(オランダ)

・Gallup Survey(米)、「国民生活基礎調査」など

相対的剥奪指標 (Relative Deprivation Scale)

- Townsend (1979)
 - Mack & Lansley (1985)
 - Gordon & Pantazis (1997)
- リストアップされた必需品目(後には社会的必需項目=Socially Perceived Necessities)がいくつ(強制的に、金銭的理由で)欠如しているかの指標

社会的排除の指標

調査データを用いた Measurement & Operationalization

社会的排除=4つの次元から定義(並列):

- 十分な所得または資源の欠如(所得の貧困、社会的必要項目の欠如、主観的貧困の3つの指標)
- 労働市場からの排除(1人も就労者がいない世帯、学生と通業者世帯は除く)
- サービスからの排除(水道、電気、ガス、交通機関、医療、ショッピング、金融サービス、娯楽などのサービスのうち3つ以上が包括的な理由で使えない)
- 社会関係からの排除(=社会的に必要とされる社交活動のうち、いくつかが欠落している。友人または家族とのコミュニケーションがほとんどない(孤立化)、居住が不安定、健康が不安定、身体的能力低下、認知能力低下が全般的な心理的貧困、貧困が時間的制約を伴う(貧乏時間)など) (オボート)の欠如、選挙権及び市民活動の欠如、社会活動に十分な理由により参加することができない(包括的貧困、文通手段へのアクセスの欠如、仕事/育児などの理由を含む)。

(Bradshaw et al. 2000, Gordon et al. 2000)
Townsend Centre for International Poverty Research, University of Bristol
University of Loughborough, U. of York

British Household Panel Survey (BHPS)
(1999年、英国Center for the Analysis of Social Exclusion(CASE))

社会的排除の定義:

- 生活水準の低さ(世帯所得が平均の50%以下)
- 金銭的不安定(貯蓄が2000ポンド以下、個人又は企業年金に不参加、自営でない)
- 他人から認識される活動への不参加(被雇用者、自営者、学生、主婦、退職者でない)
- 決定権の欠如(選挙へ不投票、政治的活動の欠如)
- 友人、家族、コミュニティからのサポートの欠如

(Burchardt, Le Grand & Piachaud 1999)

「貧困・社会的排除調査(Poverty and Social Exclusion Survey : PSE)」

(2000年、英国Office of National Statistics)

社会的排除=4つの次元から定義(並列):

- 十分な所得または資源の欠如(所得の貧困、社会的必要項目の欠如、主観的貧困の3つの指標)
- 労働市場からの排除(1人も就労者がいない世帯、学生と通業者世帯は除く)
- サービスからの排除(水道、電気、ガス、交通機関、医療、ショッピング、金融サービス、娯楽などのサービスのうち3つ以上が包括的な理由で使えない)
- 社会関係からの排除(=社会的に必要とされる社交活動のうち、いくつかが欠落している。友人または家族とのコミュニケーションがほとんどない(孤立化)、居住が不安定、健康が不安定、身体的能力低下、認知能力低下が全般的な心理的貧困、貧困が時間的制約を伴う(貧乏時間)など) (オボート)の欠如、選挙権及び市民活動の欠如、社会活動に十分な理由により参加することができない(包括的貧困、文通手段へのアクセスの欠如、仕事/育児などの理由を含む)。

(Bradshaw et al. 2000, Gordon et al. 2000)
Townsend Centre for International Poverty Research, University of Bristol
University of Loughborough, U. of York

European Community Household Panel (ECHHP)

EUプロジェクト Targeted Socio-Economic Research Program,
Framework IV

社会的排除(になりやすい人々)の定義:

“high risk of social exclusion” =
“multidimensional disadvantage

(or deprivation=強制された欠如)”

= 4つの領域(poverty, amenities deprivation, durables deprivation, necessities deprivation)に
おいて二つ以上でdeprived(poor)の状態

Tsklogiou(2003) In Apospori & Millar (2003)

同じくECHP

Moisiu(2002)

社会的排除＝「危険性のスパイラル(Spiral of precariousness)」
＝多次元に存在する危険性が互いに左右し合って下降していくブ
ロセス

4つの次元の関係に注目(log linear analysis)

- ① 低所得 世帯の等価可処分所得が社会全体の中央値の50%以下
- ② 労働市場への非統合 25～55歳の世帯員の平均労働時間が15時間/週以下
- ③ 住宅における悪環境 広さ、騒音、暖房など9つの住宅に関する項において3つ以上が不十分(不適切)
- ④ 十分な教育の欠如(低教育) 世帯主の学歴がISCED0-2レベル以下

→三つ以上の次元の関係性は検証されず

これまでにわかったこと

- ・ 貧困と同じく、各種のデプリベーションの次元(必需品、住宅、社会関係など)において相当数のDeprived Peopleが存在する
- ・ 他の人々と比べ高い確率でDeprivedとなるリスクグループが存在する(若者、傷病者、障害者、母子世帯、退職者など)
- ・ しかし、異なるデプリベーションの次元の重なり(multiple deprivation)の度合いは国によって異なる。
- ・ 貧困と同様、デプリベーションも2時点で観察するとその変動が激しい

→上記2点は「デプリベーション線」の設定の問題の可能性あり

データ

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「社会生活調査」(平成14年度、後藤プロジェクト)
- ・ サンプル数:1520世帯
- ・ 回答者:20歳以上の男女

- ・ 貧困とデプリベーションは関係があるが、その相関は完全ではない
- ・ 長期の貧困(1年以上)はデプリベーションとより強い関係がある
- ・ 貧困およびデプリベーションの各次元には相関はあるが、二つ以上の次元の相乗効果があることは実証されない

手法

- ① 相対的貧困 世帯所得の中央値50%以下
 - ② 社会的必需項目による相対的剥奪指標 (シンブル剥奪指標)
 - ↑ H14「福祉に関する国民意識調査」でサンプルの50%が「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要である」と答えた14項目。それぞれの項目において、回答者が「持っていない(していない)」「欲しくない場合を除く」とした場合に1、それ以外の場合に0とするダミー変数の和
- Deprivation Line = 平均値

手法2

- ③ 4つの次元別のProportional Deprivation Index
- 4つの次元=必需項目、アメニティ(サービス)、住宅、社会関係
- PDI=相対的剥奪指標をその項目の普及度(達成度?)によってウェイト付けたもの
- Deprivation Line = 平均値

$$DI = \frac{\sum_{j=1}^J w_j d_{ij}}{\sum_{j=1}^J w_j}$$

剥奪指標のスコア分布

社会的必需項目による剥奪指標スコア	n	%
0	1231	81.0%
1	141	9.3%
2	64	4.2%
3	30	2.0%
4	20	1.3%
5	15	1.0%
6	11	0.7%
7	4	0.3%
8	3	0.2%
9	0	0.0%
10	1	0.1%
サンプル数	1520	100.0%
3割以上	84	5.5%
平均	0.422	0.0%

次元別剥奪指標	剥奪スコアが0である割合 %
必需項目	37%
アメニティ1	91%
アメニティ2	82%
住宅1	94%
住宅2	34%
社会関係	46%

表1 基準統計量

項目数	平均	Std.D.	最小	最大	Deprived%
世帯世帯所得	103	151	1700	26.1%	
社会的必需項目	0.422	1.140	0	10.000	19.0%
次元別剥奪指標					
必需項目	0.085	0.112	0	0.715	36.7%
アメニティ1	0.040	0.143	0	1.000	9.0%
アメニティ2	0.023	0.082	0	0.490	17.8%
住宅1	0.023	0.107	0	1.000	6.3%
住宅2	0.118	0.144	0	1.000	42.2%
社会関係	0.040	0.045	0	0.192	32.2%

サンプル数=1520(所得のみ1340)

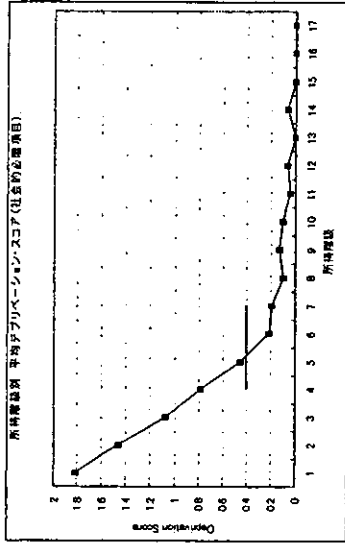
注: 等加世帯所得=世帯所得/(世帯人数**0.5)、ただし世帯所得はカテゴリ変数な次元別剥奪指標は、0から1に標準化。シンブル剥奪指標は0から14の整数

Deprived%=中央値以下の割合(所得)、平均値以下の割合(剥奪指標)

Q1 デブリベーションと所得の関係

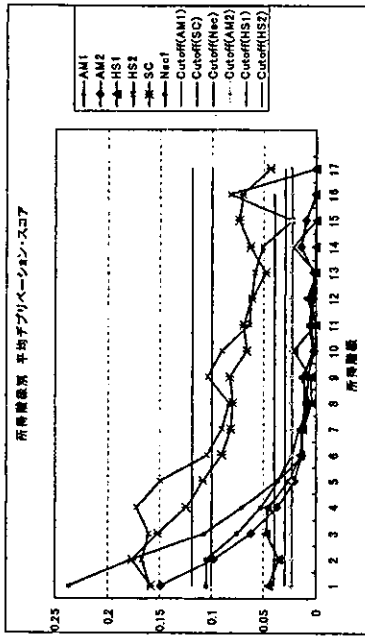
閾値は存在するのか

社会的必需項目の剥奪指標

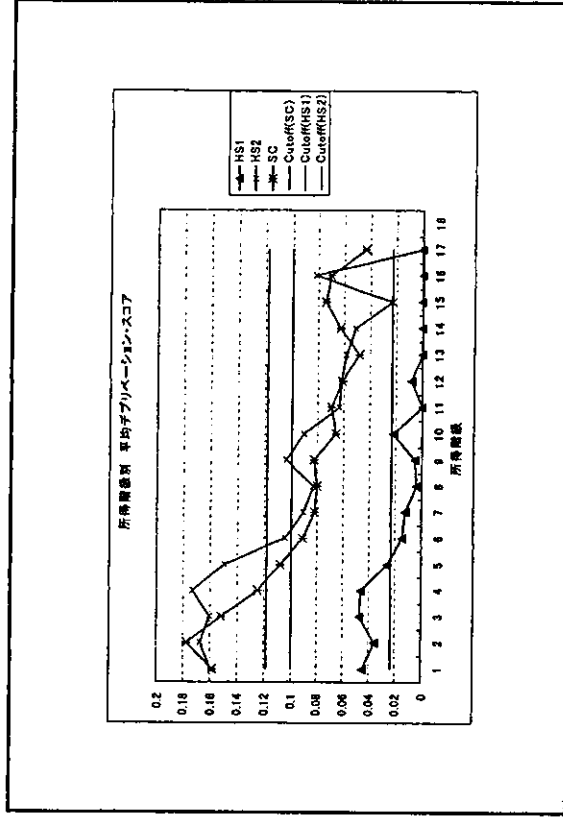
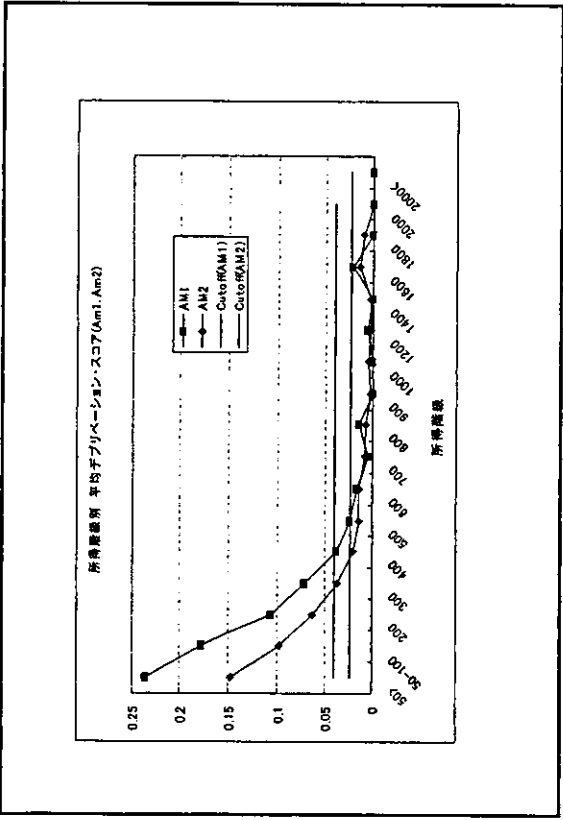


デブリベーションスコア=10.14、全サンプルの平均=0.42
 所得階級1=50万円未満、階級2=50~100万、階級3=100~200万...階級5=300~400万円、
 階級6=400~500万円...階級12=1千万~1.2千万...階級16=1.8千~2千万、階級17=2千万以上
 注:「所得」は世帯所得(家族全員の手取り収入の合計)

次元別 剥奪指標



デブリベーションスコア=10.11
 所得階級1=50万円未満、階級2=50~100万、階級3=100~200万...階級5=300~400万円、
 階級6=400~500万円...階級12=1千万~1.2千万...階級16=1.8千~2千万、階級17=2千万以上
 注:「所得」は世帯所得(家族全員の手取り収入の合計)



Q2: ことなる次元のDeprivationは、Under-privilegedのひとつのグループの現象なのか、それとも、社会全体に拡散する現象なのか？

表2 4つの次元*におけるMultiple Deprivation

Dep.ScoreIn	%
0	42.7%
1	31.8%
2	16.9%
3	7.0%
4	1.6%
サンプル数	1520

* 物的必需品、アメニティ1、住宅1、社会関係

Q3 Who is deprived?

モデル1

	n	Deprived	係数	オッズ比
女性	484	20.8%		1
男性	848	18.7%	-0.0941	0.91
20~30歳	62	32.3%	ペース	1
30~40歳	193	21.2%	-0.4044	0.67
40~50歳	271	20.3%	-0.4886 *	0.63
50~60歳	318	17.4%	-0.6502 **	0.52
60~70歳	301	17.9%	-0.6095 **	0.54
70歳以上	169	17.2%	-0.6513 **	0.52
切片			-0.849 ***	
Max. Required			0.0099	

モデル2

	n	Deprived	係数	オッズ比
専業主婦女性*	68	26.5%	0.3767	1.48
専業主婦男性*	24	37.5%	0.9875 **	2.69
無職若年者**	26	34.6%	0.916 **	2.50
無職若年者***	50	44.0%	1.2378 ***	3.45
切片			-1.5519 ***	
Max. Required	1340		18.0%	0.0312
全サンプル				

注: 高齢=60歳以上、無職若年者=22歳以上30歳以下
 病弱者=自己申告

モデル3

	n	係数	オッズ比
性別(男性=1)	848	0.1195	1.13
30~40歳*	193	0.1798	1.20
40~50歳	271	0.2664	1.31
50~60歳	316	-0.0097	0.99
60~70歳	301	-0.4762	0.62
70歳以上	169	-0.6759 **	0.51
配偶者あり	1092	-0.5497 ***	0.58
仕事あり	806	-0.0222	0.98
世帯内有職者人数		-0.0800	0.92
所得階級5以下	588	1.7330 ***	5.66
切片		-1.8353 ***	
Pseudo R2		0.1248	
Log Likelihood		-577.024	
* ペースは20~30歳			* 10%, **5%, ***1%有意

モデル4

	n	係数	オッズ比
性別(男性=1)	848	0.1818	1.20
30~40歳*	193	0.3523	1.42
40~50歳	271	0.4643	1.59
50~60歳	316	0.1677	1.18
60~70歳	301	-0.4372	0.65
70歳以上	169	-0.5825 *	0.55
配偶者あり	1092	-0.2718	0.76
仕事あり	806	0.0408	1.04
世帯内有職者人数		-0.0341	0.97
所得階級1&2**	48	3.9486 ***	51.86
所得階級3	110	3.2713 ***	26.34
所得階級4	220	2.8307 ***	16.96
所得階級5	212	2.3032 ***	10.01
所得階級6	168	1.6638 ***	5.28
所得階級7	137	1.2588 *	3.52
所得階級8	125	0.6575	1.93
所得階級9	96	0.9630	2.62
所得階級10	57	0.9029	1.90
所得階級11	47	-0.6124	0.60
切片		-3.3602 ***	
Pseudo R2		0.1592	
Log Likelihood		-654.311	
* ペースは20~30歳			* 10%, **5%, ***1%有意
** ペースは所得階級12以上			